

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお、【要旨】刑の執行猶予言渡しの取消請求事件は、刑事上の処分の手続の性質を有するものであるから、本件抗告の申立てには刑訴法366条1項が類推適用されるものと解するのが相当であり、本件申立ては適法である。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 北川弘治 裁判官 福田 博 裁判官 梶谷 玄 裁判官 滝井 繁男 裁判官 津野 修)